

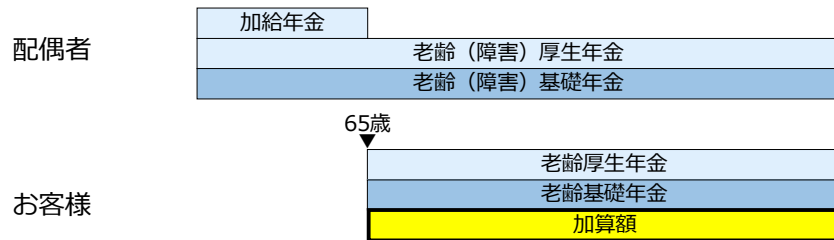
老齢基礎年金への加算金に関するご案内

お客様の配偶者の年金受給状況から、お客様の老齢基礎年金に生年月日に応じた額が加算される可能性があるため、加算手続きについてご案内します。

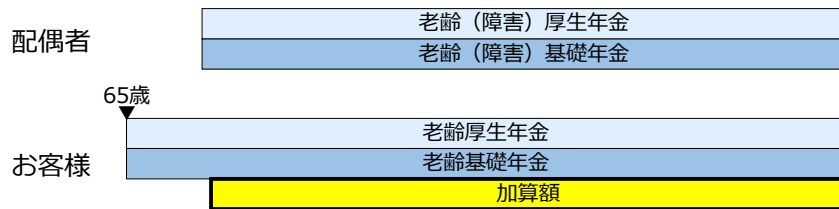
■ 加算金に加算される要件

次の1～3のいずれかに該当した当時、配偶者から生計を維持されていた場合に老齢基礎年金に加算金に加算されます。
(「生計を維持されていた」場合については、2ページのSTEP1を参照してください。)

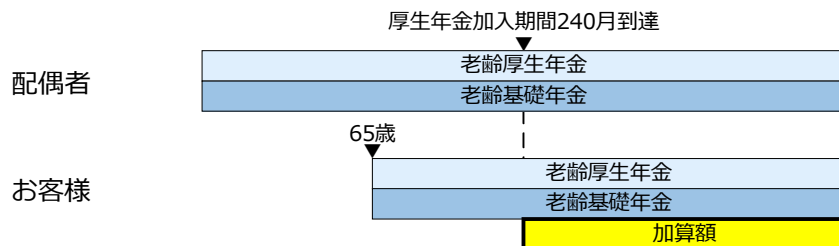
1 配偶者の老齢厚生年金または障害厚生年金にお客様を対象とした加給年金が加算されており、お客様が65歳に到達したとき



2 お客様が65歳に到達した以降に、配偶者が老齢厚生年金（厚生年金加入期間が240月以上）または障害厚生年金（1級または2級）を受け取るようになったとき



3 お客様が65歳に到達した以降に、配偶者の老齢厚生年金の加入期間の合計が、退職改定または在職定時改定によって240月以上となったとき



■ 加算金を受け取るための手続きの流れ

請求にあたり、以下のSTEP1からSTEP4に沿って手続きしてください。

STEP1 「生計を維持されていた」ことについてご確認ください。

お客様が以下の要件に該当するか確認してください。

配偶者と生計を同じくしており、かつ、加算要件に該当した前年の収入または所得（前年の収入または所得が確定しない場合は前々年の収入または所得）が次の（ア）または（イ）に該当していることが要件となります。

（おおむね5年以内に次の（ア）または（イ）に該当する見込みがある場合も同様に加算されます。）

（ア）前年の収入が850万円未満 **（イ）前年の所得が655.5万円未満**

STEP2 「国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届」をご記入ください。

このリーフレットに同封されている「国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届」（以下「該当届」といいます。）に、必要事項を記入してください。なお、記入例は3ページを参照してください。

STEP3 必要な書類をご用意ください。

請求にあたり、以下の①または②の書類が必要になります。該当届とあわせて以下の書類を提出してください。

なお、住民票上、配偶者と別世帯の場合や、事実婚関係である場合は、別途、添付書類が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所等にご相談ください。

①該当届に個人番号（マイナンバー）を記入した場合

年金事務所の窓口で提出される方	郵送で提出される方
マイナンバーカードの提示 (原則、書類の添付は不要です)	マイナンバーカードの両面のコピー

②該当届に個人番号を記入しない場合

必要な書類	使用目的
戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書） 又は戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）	お客様と配偶者の身分関係を確認するため
世帯全員の住民票	お客様と配偶者の生計同一関係を確認するため
所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票のうち、いずれかの書類	お客様の収入または所得を確認するため

なお、審査の結果、上記の必要な書類以外に、別途書類を求められることがあります。

STEP4 該当届および書類をご提出ください。

ご記入いただいた該当届とSTEP3の必要書類を、お近くの年金事務所等の窓口または郵送で提出してください。

【記入上の注意と記入例】

54	57	80	国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届										様式第222号								
受給権者	① 年金証書の基礎年金番号 および年金コード											基礎年金番号			年金コード						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	1	5	0							
	② 個人番号											1	1	1	1	2	2	2	2	3	3
配偶者	③ 生年月日											大3	・	昭5	3	6	0	5	1	2	
	④ 氏名											年金太郎									
	⑤ 生年月日											大3	・	昭5	3	6	0	7	1	9	
	⑥ 受けている老齢・退職または障害を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称											老齢厚生年金 (額計算の基礎となる被保険者期間240月以上)									
※	⑦ 基礎年金番号・年金コード											1111-111111									
	⑧ 上記⑥の年金が受けられることとなった年月日											昭和・平成・令和	8	年	7	月	18	日			
年金額	改定年月日			事由		老齢加算表示		時効区分		65歳到達日 令和8年5月11日											
	改定年月日			事由		◎状態表示		※事由		調整額											
54										57											
※ 配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正取録														80	1	2					
⑨ 令和 X 年 X 月 X 日 提出																					
郵便番号 168-8505 住所 杉並区高井戸西3-5-24 厚生マンション103号室																					
受給権者 (フリガナ) ネンキン ハナコ 氏名 年金 花子 電話番号 (XXX)-(XXXX)-(XXXX)																					
⑩ 生計維持申立																					
私は、老齢基礎年金の加算対象となった当時、または配偶者の年金に加算される加給年金の加算開始事由に該当した時から老齢基礎年金の加算対象となった当時まで引き続き、上記の配偶者から生計を維持されていたことを申し立てます。																					
令和 X 年 X 月 X 日 受給権者氏名 年金 花子																					
168-8505 杉並区高井戸西3-5-24 厚生マンション103号室 年金 花子 様																					
加算事由発生年月 令和 8 年 7 月																					
この届書を提出することで、加算事由発生年月の翌月から加算金が支給されます。																					

青文字は該当届にあらじめ印字されている項目、赤文字はお客様にご記入いただく項目です。

①③欄

お客様(加算金の該当者)について記載しています。

②欄(任意項目)

個人番号を記入される場合、窓口でマイナンバーカードの提示(郵送で提出の場合はマイナンバーカードのコピーを提出)が必要です。なお、個人番号を記入された場合は、原則、書類の添付が不要になります。詳細は2ページのSTEP3をご確認ください。

④⑤⑥⑦欄

お客様の年金請求時に届出された配偶者の情報を記載しています。

⑧欄

配偶者の方が⑥に記載されている年金を受けられることとなった年月日を記入してください。

⑨欄

住所について、お客様の住民票上の住所をご記入ください。電話番号について、平日の日中に連絡を取りやすい番号を記入してください。

⑩欄

加算を開始するために必要な申立となりますので、必ず記入してください。

■ 窓口でのご相談・手続き

年金事務所または街角の年金相談センターの窓口での
ご相談・手続きは、**予約相談** をご利用ください。



- ※ ご予約の際は年金証書等の基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ※ 本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【予約相談の申込方法】

- ① インターネット予約 (詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。)

【年金相談予約サイトにアクセス】

検索またはURLを入力

年金事務所 予約相談



<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

- 翌々開所日以降の予約をお申込みいただけます。 ※相談する日の前日にメールでお知らせが届きます。

【インターネット予約の受付時間】

8:00~23:30

(土・日・祝日を含む)

※システムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。

- ② 電話予約

「窓口相談」
の予約電話



0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合は (東京) 03-6631-7521

【受付時間】

月~金曜日 ※1 8:30~17:15 ※1 土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

■ 電話でのご相談

ねんきん
ダイヤル



0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合は (東京) 03-6700-1165

【受付時間】

月曜日 ※2 8:30~19:00 ※2 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
火~金曜日 8:30~17:15 ※3 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。
第2土曜日 ※3 9:30~16:00

おかけ間違いにご注意ください

以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

代理の方がおかけになる場合

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせは、ご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 週の後半 ▶ 月の後半 ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ 第2土曜日(ねんきんダイヤル) ▶ お手元に通知書が届いた直後から5日間程度

提出する際は、**マイナンバーカードの提示**または**添付書類**が必要となります。
詳しくは2ページをご確認ください。